# 読替え後の「大阪外国語大学外国語学部総務委員会規程」

平成16年4月1日

制定

最近読替改正 平 29. 2. 16

(趣旨)

- 第1条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部教授会規程第8条第3項の規定に基づき、大阪大学に置かれる旧大阪外国語大学外国語学部(以下「旧外国語学部」という。)の課程(以下「旧課程」という。)の総務委員会(以下「旧総務委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。(審議事項)
- 第2条 旧総務委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 旧外国語学部の運営に関する事項
  - (2) 旧外国語学部の教員(旧課程の授業科目のみを担当する非常勤講師をいう。)の採用に係る資格審査に関する事項
  - (3) その他旧外国語学部の教授会(以下「旧外国語学部教授会」という。)から付託された事項

(組織)

- 第3条 旧総務委員会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 大阪大学外国語学部総務委員会(以下「新総務委員会」という。) の委員
  - (2) 旧外国語学部教授会構成員で外国語学部長が特に必要と認めた者 (任期)
- **第4条** 前条第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 旧総務委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ新総務委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- 2 委員長は、旧総務委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

- **第6条** 旧総務委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決 することができない。
- 2 旧総務委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、 委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を旧総務委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

**第8条** 旧総務委員会は、その審議の結果を旧外国語学部教授会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 旧総務委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務 室庶務係において総括し、及び処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、旧総務委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が旧総務委員会に諮って定める。

### 附則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 平成19年10月1日から任命される第3条第2号に規定する委員の任期は、 第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

#### 附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。